

「(仮称) 北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業」の 手続経緯等について

1 案件概要等

- (1) 名称 (仮称) 北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業
- (2) 実施予定地 札幌市東区中沼町 127 番地 他
- (3) 規模 埋立面積：25.4ha (法第二種事業相当)
- (4) 事業者 札幌市長 (環境局 施設担当部 施設管理課)
- (5) 審査等実施者
 - <方法書まで> 北海道知事 (環境生活部 環境局 環境推進課)
 - <方法書、準備書> 札幌市長 (環境局 環境都市推進部 環境共生推進担当課)
 - <評価書> 札幌市長 (免許等を行う者) (環境局 清掃事業担当部 事業廃棄物課)
- (6) 法の所管 環境大臣 (環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室)

2 手続概要 (環境影響評価法の手続)

区 分	方 法 書	準 備 書	(確定前) 評価書	(確定) 評価書
受理	H19. 2. 2	H24. 11. 13	H26. 3. 31	H26. 7. 28
公告	H19. 2. 9	H24. 11. 15	/	H26. 7. 28
縦覧	H19. 2. 9～3. 8	H24. 11. 15～12. 14		H26. 7. 28～8. 27
意見募集	H19. 2. 9～3. 22	H24. 11. 15～12. 28		
説明会	当時規定無し ※自主説明会 2回	H24. 11. 30		
公聴会	/	「市民意見なし」に つき開催せず		
市長意見	H19. 6. 29	H25. 4. 23		
知事意見	H19. 8. 21	/		
免許者意見	/	/		H26. 5. 9
環境大臣助言	/	/		「意見なし」に つき助言を求めず

- ・法第二種規模に相当する事業で、法4条に規定するスクリーニングを受けずに手続きを開始した。
- ・方法書の説明会は、改正 (平成 23 年) 前は規定されていなかったが、自主的に実施した。
- ・方法書段階では、事業影響範囲の明示がないため、知事意見 (札幌市長意見を勘案) が出された。
- ・準備書段階では、事業実施区域及び影響範囲が札幌市域に限定され、法第 20 条第 4 項の規定により、審査、意見の送付は、札幌市長のみで行った。
- ・準備書に対する市民意見はなかったため、公聴会は開催しなかった。
- ・(確定前) 評価書に対する免許等を行う者 (札幌市長) の審査では「意見なし」となったことから、法第 23 条に基づく「環境大臣助言」は求めている。